



分記法を学習することの意義

中央大学商学部 教授 吉田智也

はじめに

2018年3月に、企業会計基準委員会より企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」が公表（その後、2020年3月に一部改正）され、それが直接の契機ではないものの、日本商工会議所簿記検定試験（以下、日商簿記検定という）の2021年度以降に適用される出題範囲表の改定により、商品売買（取引）に関する記帳方法としての「分記法」が削除された。

そもそも、商品売買（取引）の記帳方法が議論の俎上によく載せられるのは、商業簿記教育において、勘定組織の中核となるのが、商品売買に関する諸勘定だからであろう。商品売買（取引）の記帳方法については、学界（たとえば日本簿記学会）でも、これまで何度も議論されている問題であり、古くて新しい問題といえる。それらの議論に対して、本稿で、独自性・新規性のある自説が展開できるほどの自信はない。せめて、商品売買（取引）の記帳論理の交通整理ができれば、と思う次第である。そのため、以下はなるべく気軽に読んでいただきたい。

本稿では、商品売買取引に関する記帳方法について取り上げ、分記法を学習することの意義を論じることとする。

1. 商品売買の記帳方法の説明

1-1. 検定簿記における現状

商品売買（取引）をどのように仕訳し、元帳の各勘定に転記するののかという記帳方法については、商品の増減そのものや仕入高・売上高をどのように捉えるのかによって異なる。

たとえば、各種の検定簿記では、初学者向けの試験範囲でまず「分記法」を教え、その後に「3分法」を教えることが多い。（なお、詳しくは後述するが、今日では「総記法」を丁寧に説明するテキストはほとんど存在していないのではないかと。文部科学省検定商業高等学校用の教科書でも、「総記法」の記帳は回避されている。）

検定試験範囲の変更（「分記法」の削除）を受けて出版された、日商簿記検定向けのテキストである『検定簿記講義／3級商業簿記』（中央経済社）では、2021年度版から、決算整理を含まない決算をおこなう第4章までの内容においても、商品売買に関して「商品」勘定を用いる（すなわち「分記法」で処理する）ことをやめて、資産の具体例を示す一覧表や資産の勘定の具体例から「商品」が削除された。（ただし、当時の標準・許容勘定科目表の「3級」資産A欄に、「商品」は存在していた。その後、2021年12月の改定において、「2級」資産A欄に移した。）

つまり、名称こそ出てこないものの、最初から「3分法」で処理・説明している。なお、（決算整理を含まない）決算においては、期末における商品在庫には触れずに（存在しないものとして扱い?）、「仕入」勘定の残高を「損益」勘定に振替えることで、勘定振替を終えている。つまり、「繰越商品」勘定はこの時点では登場しない。もちろん、その後の章において期末における商品の棚卸しを説明し、「3分法」の3つの勘定が揃うことになる。

当初は、ずいぶんと思いついたことをやるなど感じていたが、大学で初めて日商簿記検定の受験

勉強をした学生に聞いてみても、特段、混乱は起きていないようである。それもそのはずで、商品売買の記帳方法が「分記法」から「3分法」に変わるという教育を受けておらず、彼ら・彼女らの頭の中には記帳方法は1つしか存在していないからである。

しかし、後述するように、「3分法」は、期末に決算整理仕訳を必要とし、期中と期末（決算整理後）で「仕入」勘定に記入された金額の意味合いが資産から費用に変化するなど、初学者には理解しにくい記帳方法ではなからうか。商品売買（取引）に関する記帳方法として「3分法」からスタートすることには、弊害があるように思える。

なお、日商簿記検定の出題区分表によれば、用語として「分記法」が登場するのは、2級の「有価証券」の「分記法による処理」においてである。これはおそらく、1級に「売買目的有価証券の総記法による処理」が存在するためであるが、「分記法」はもはや商品売買の記帳方法としては説明されていないことになる。ただし、「分記法」的な処理そのものは、3級の「有形固定資産の売却」で行われている。

1-2. 分記法・総記法・3分法について

ここで、改めて「分記法」とはどのような記帳方法であるかを説明しておこう。

「分記法」は、商品の購入（増加）・販売（減少）を「商品」勘定の借方・貸方に原価で記入し、販売時の売価から原価を差し引いた売買益（正しくは売買損益）を「商品売買益」（商品販売益、商品売上益などともされる）勘定の貸方に記帳する方法である。売上高（売価）が、販売された商品の原価部分と原価を超える販売益の部分に、分けて記帳されることから分記法と呼ばれる。

なお売上原価を、販売のつど、個別に把握するという点で、「売上原価対立法」（日商簿記検定では「販売のつど売上原価勘定に振り替える方法」）と共通している。販売のつど、商品の原価がわからない（または原価の計算が経済的・合理的でない）状況では、この記帳方法は利用されない。

また、「分記法」における「商品」勘定は、常

に借方残高となり、商品の手許有高を示す、資産の勘定である。期末において、当然、棚卸減耗の把握や商品評価（簿価と正味売却価額との比較）はおこなわれるものの、「商品」勘定の残高が、商品の貸借対照表価額の基礎となる。

簿記のテキストでは、商品売買（取引）の記帳方法は、まず「分記法」による処理が説明され、その後「3分法」による処理へと変わっていくことが多い。（筆者が調べたところ、一部のテキストでは、最初から「3分法」で説明しているものもあった。）なお、「分記法」から「3分法」への移行の理由としては、たとえば、「商品の売上のつど仕入原価と商品売買益とに分けて記帳するのて手数がかかる。そこで、ここからはひろく用いられている3分法について学習する。」とか、「分記法は、売上取引が多く、多種類の商品を取り扱っている企業では、売上のつど、その商品の原価を調べなければならず、記帳に手間がかかるという欠点がある。そこで、そのような企業では次の3分法を用いて記帳する。」と説明されている。

たしかに、販売のつど、売上原価（販売した商品の仕入原価）を把握するためには、個々の商品に原価が分かるようにタグなどを付ける（払出単価の把握方法として個別法を採用する）か、商品有高帳に先入先出法または移動平均法により記帳するなど継続記録法を採用して、常に払出単価が計算できるようにしておかなければならない。ただし、この問題は「分記法」に限った話ではない。

なお、私見ではあるが、「3分法」により処理することで、期中の純仕入額を表す仕入勘定の残高および期中の純売上高を表す売上勘定の残高が、補助簿である仕入帳および売上帳の一定時点での締め切り額（純仕入高および純売上高）と照合可能であることこそ、教育上の利点となっているのではないか。もし、そうだとすると、仕入帳や売上帳は、商品売買（取引）の記帳方法がどのようなものであれ、企業の必要に応じて記録されるべきものである。企業が「3分法」を採用しているから、それらの帳簿が整備されているわけではない。

また、(以前は?)「3分法」が、何を3つに分けているのかを明らかにするために、商品売買(取引)を「商品」勘定のみで記帳する「総記法」を説明しなければならないと考えられていたことがある。つまり、この場合、記帳方法として「分記法」→「総記法」→「3分法」という順序で説明することになる。

ここで、ごく簡単に「総記法」について説明すれば、商品の購入(増加)は、「商品」勘定の借方に原価で記入し、販売は「商品」勘定の貸方に売価で記入する。商品売買のすべてを商品勘定のみで記帳することから「総記法」と呼ばれる。(なお、「総記法」は、歴史的に、(棚卸商品の認識が行われる前から)実務で採用されてきた方法であるとされる。)

「総記法」によれば、販売のつど、商品の原価と販売益を分記する手数はなくなる。しかし、「商品」勘定は、資産と収益の混合勘定(借方は資産の勘定、貸方は収益の勘定)となり、その貸借差額は商品の有高を示すわけではなく、勘定情報からは商品の管理ができないと指摘されてきた。(なお、商品の在庫管理は、商品有高帳に継続記録法により記帳されていれば可能であり、問題ないはずである。)

この「総記法」によって記帳された「商品」勘定を、3つの勘定に分割することで「3分法」(ないし「3分割法」)となる。つまり、前期繰越高を「繰越商品」勘定に、仕入価額が原価で記帳され、当期の商品仕入高が記入された「商品」勘定の借方を「仕入」勘定に、販売価額が売価で記帳される「商品」勘定の貸方を「売上」勘定に分割する。そして、決算時に「仕入」勘定で売上原価を計算する場合に、前期繰越高が記入されている「繰越商品」勘定の残高を「仕入」勘定に振替えるとともに、「仕入」勘定の借方残高である当期の純仕入額(+前期繰越高)のうち、当期に売上原価とならなかった期末棚卸高を「繰越商品」勘定に振替えることで、3つの勘定に分割したことになる。(なお、決算において「売上原価」勘定に「繰越商品」勘定および「仕入」勘定の残高を

振替えて売上原価を計算する場合、仕入勘定の性質の純粹化を図ることができるか、それを3分法と呼ぶのかも含め、本稿ではその説明を割愛する。)

上記のように、「総記法」(とそこから派生した「3分法」)は、その記帳方法の性格上、販売益の計算(ないし期末商品棚卸高の記録)について、決算整理(仕訳)を必要とする。とくに、「総記法」では、期末棚卸高を「商品」勘定の貸方合計に加えて、貸方差額として「販売益」を計算したのち、その金額を「商品」勘定の借方に記入し、借方残高が期末棚卸高となるようにしなければならないが、これは非常に分かりにくい。初学者に対しては、検定簿記での「3分法」のように、期末在庫がないものとして説明する手がないわけではないが、それもいかがなものか。

今日のように、「総記法」を経ずに「3分法」を説明するのであれば、何かを3つに分けているのではなく、単に商品売買(取引)を3つの勘定に分けて記入するという意味で、「3分法」(この場合は「3勘定制」となる)を説明するのがよいだろう。この論理では、「分記法」は「2勘定制」(さしずめ「総記法」は「1勘定制」)となり、記帳時に利用される勘定科目の数によって、記帳方法の分類・説明がおこなわれることになる。ただし、「売上原価対立法」もまた、「商品」・「売上」・「売上原価」勘定の「3勘定制」になるというデメリットも存在する。

2. 分記法への評価

さて、それでは「分記法」に対する先学・^{せき}碩学の評価はどうであろうか。

『簿記教科書』(同文館)を著した簿記学の大家である沼田嘉穂教授によれば、「分記法が正しく、それが不可能なため、止むを得ず総記法によると説明されてきた。しかし元来、簿記は取引を取引どおりに、ありのまま記帳することが原則であり、当然である。この観点からは、取引を人為的に分解して記帳する分記法は、特殊な取引を除き、たとえそれが可能な場合でも、取引の記帳としては

誤っている。このため総記法が正しい。」(『簿記教科書 五訂新版』(同文館)1992年, 85頁)と、「分記法」に否定的な立場をとり、「総記法」こそが取引を取引どおりに記帳する正しい方法であると主張している。(なお、沼田教授の『簿記教科書』では、簿記の基本的な仕組みの説明をサービス業によって行う、サービス業導入法が採られており、商品売買の記帳が説明されるのは、第9章(81頁以降)であり、当初、「総記法」により記帳される商品勘定が説明される。)

これに対して、『現代簿記』(白桃書房)などの著作のある中村忠教授は、「分記法は教育的に非常に優れた処理法だと私は思っている。商品勘定を純然たる資産とし、仕入れたときはこの勘定の借方に、そして販売したときは貸方に、それぞれ原価で記入する。(中略)しかし扱う商品の種類と取引回数が多くなると、分記法は実施できなくなる。そこで3分法が生まれた——これで学習者は納得する。』(『簿記の考え方・学び方 [五訂版]』(税務経理協会)2006年, 147-148頁)とし、「分記法」が教育的に優れた記帳方法であり、「分記法」から「3分法」へ(総記法を挟まず)直行する方法で指導していただきたい。

ただし、中村教授に勘定学説の研究者として高く評価された安平昭二教授は、「分記法」そのものではないが、この「分記法」から「3分法」へと移行する商品売買の記帳について、次のように鋭く批判している。すなわち、「わが国の簿記テキストの大部分は、三分法の処理を説明した後、商品売買に関連する補助簿の記入と題して、仕入帳・売上帳・商品有高帳を説明するという構成をとっている。三分法の後で商品有高帳(継続記録法)が出てくるのである。すなわち、三分法の説明に際し、分記法によれないこと(売上原価・販売益の継続的確定ができないこと)に触れながら、その直後に、分記法の可能性を示唆するという、矛盾に陥っているのである。」(『簿記 その教育と学習』(中央経済社)1995年, 83頁)と。

また、多数の簿記教育に関する論文を公表している秋葉国利教授は、商品売買の記帳に関して、

分記法が最初に説明される理由として、次の2点をあげている。

1. 商品という資産を商品%という資産勘定によって表し、商品の増減を商品%に記入することは、ちょうど、現金という資産を現金%という資産勘定によって表し、現金の増減を現金%に記入することと同様に極めて自然であり、初学者に分かりやすい。
2. 原価と売価との差額が商品販売益(売上総利益)という「儲け」になるという考え方は初学者にとって分かりやすく、また、これを商品販売益%という収益勘定によって表すことは、同様に、初学者にとって分かりやすい。
(「商品売買の処理における三分法の問題点(1)」(『北海学園大学経済論集』第41巻第4号)1994年, 1頁)

つまり、秋葉教授によれば、初学者への分かりやすさ(理解しやすさ)が、「分記法」の利点と考えられている。

これらの先学・碩学^{せき}の評価を踏まえた上で、「分記法」を学習することの意義について考えてみたい。

3. 分記法を学習することの意義

小さな個人商店のように、商品の購入・販売ごく少数の人間が行い、商品売買(取引)の頻度もそれほど多くないような場合に、あえて決算整理を必要とする「3分法」によって記帳する必要はなく、初学者にも(直観的で)分かりやすい「分記法」による記帳で十分であろう。もちろん、期末に、勘定情報を分析して、商品勘定や商品売買益勘定の貸方の金額から当期の売上高・売上原価を計算する必要があるかもしれないが。

そして、取引の頻度が増え、企業の規模も大きくなってくれば、分課制度のもとで、仕入帳・売上帳・商品有高帳といった補助簿が備えられることになろう。この場合、商品の有高を(数量・単価を記録する)継続記録法により記帳して払出単価を把握することができれば、「分記法」から「3分法」ではなく、「売上原価対立法」に移行す

ることも可能であろう。すなわち、「商品」勘定は性格を変えることなく純粋な資産の勘定のままで、販売時に、売り上げられた商品の原価部分を「売上原価」勘定の借方に振替えて、商品の減少を「商品」勘定の貸方に記入する。また、同時に、販売による対価（ないしそれを受け取る権利）を何らかの資産（たとえば、現金や売掛金）の勘定の借方に記入し、「売上」勘定の貸方にも記入する。そのように記帳することで、販売のつど、売上高・売上原価の情報が、勘定内に積み上げられていく。

ただし、商業（商品売買業）のイメージがおぼろげな最初の段階から「売上原価対立法」による商品売買（取引）の記帳を教えることには抵抗がある。まず、売上高という収益は、目に見えず、イメージしづらいからである。売上高や売上原価を理解する前段階として、原価と販売益を分けて記帳することで、「儲け」を計算する仕組みが理解できるようになるのではないだろうか。

とくに、簿記の基礎を学ぶ段階（具体的には簿記の一巡の手続きを学ぶ段階）では、それぞれの勘定が、資産・負債・資本（純資産）・収益・費用のいずれかの一種類に属することを説明し、決算整理が必要のない勘定記入で学習することが、初学者の理解度を高めることになるだろう。

つまり、今日において「分記法」を学習することの意義は、まず、単一の性質のみをもつ勘定への記入方法に慣れることで、簿記一巡の手続きを覚えるとともに、「売上原価対立法」を学習する前提として、売買による資産・負債の増減や収益・費用の発生を記録する複式簿記の記帳原則に忠実に則って記帳し、かつ、商品売買による「儲け」の源泉を理解させることにあるのではないだろうか。

もちろん、同一の取引に対する複数の記帳方法を教えることによって、学習者（生徒・学生）が混乱する可能性があることは承知している。ただし、実務においても、複数の方法の中から企業の実情に応じて最適な方法を選択適用されてきており、学習上は、なるべく学習者にとって負担の少

ないやり方（たとえば、「3分法」の説明は省略するなど）で教育すべきであろう。「分記法」や「3分法」の存在は、企業の実態にあわせた複数の記帳方法があることを教える一例にもなる。

そもそも、「分記法」は実務で使用されてきた記帳方法ではないとされる（茂木虎雄「商品勘定の理論的・歴史的考察－会計史を通じてみた複式簿記－」（『大東文化大学経済論集』第65巻第11号）1996年、213-230頁）。「分記法」は、誰が、いつ考案したものであるかは不明であるが、おそらく、簿記教育のために考え出された記帳方法なのであろう。そうであればこそ、（より多くの複雑なことまで学ばねばならない現状であっても）先人の知恵である「分記法」を、簿記教育の導入段階において学ぶことに、重要な意義があるのではないだろうか。

【参考文献】（本文中に記載したものを除く）

泉宏之「商品売買取引の処理」『会計』第164巻第2号、2003年、29-38頁。

大藪俊哉「商品売買の記帳と決算手続－回顧と展望－」『横浜経営研究』第56巻第1号、1995年、10-18頁。

中野常男「簿記教育異聞：簿記の教科書と会計の歴史」『企業会計』第68巻第8号、2016年、15-21頁。